ねんきん通信　国民年金の届出について

北の果てにもいよいよ春の訪れです！暖かい日差しや新緑の息吹を感じると、気持ちも新たになり、元気が湧いてきます。さて、春は入学、就職、転勤など異動のシーズンです。それに伴う国民年金の届出も忘れずに行いましょう！

●20歳になったとき

20歳になって厚生年金保険や共済組合に加入していない方は、国民年金の第１号被保険者となり、保険料の納付が必要です。将来の年金受給のために、しっかり納めましょう。

20歳の誕生月初めに、国民年金第１及び３号被保険者に該当すると思われる方には社会保険事務所から年金に関するお知らせ文書と取得届が送付されます。所定の事項を記入の上役場福祉住民係に提出願います。後日、社会保険事務所から年金手帳が送付されますので大切に保管してください。

学生の方は、学生納付特例制度を活用することができます。学生の期間中、本人の所得金額が118万円（給与収入金額で194万４千円）以下であれば、保険料の納付を要しません。平成17年４月１日以降所得金額の上限が68万円から118万円に引き上げられ、利用しやすくなりました。

学生納付特例制度の審査対象となる所得は、４月から12月が前年分、１月から３月が前々年分となります。

また、平成17年４月１日以降、若年者納付猶予制度が新設され、これまで同居している世帯主に一定の所得があることにより免除の適用を受けることができなかった20歳代の方で本人及び配偶者の所得が57万円以下（給与収入金額で122万円）ならば、申請により納付が猶予されます。

若年者納付猶予制度の審査対象となる所得は、７月から12月が前年分、１月から６月が前々年分となります。

両制度ともに毎年申請が必要ですので、忘れずに行ってください。なお、制度の適用を受けた期間については年金額に反映しないカラ期間となりますので、納付期間としたい方は10年間の追納制度をご利用ください。

●新たに就職したとき

国民年金の種別は第２号被保険者となります。職場で厚生年金等の加入手続きをしますと、自動的に国民年金第１号被保険者の資格が喪失しますので、役場での手続きは不要です。ただし、被扶養配偶者（厚生年金などの被用者年金の職場に勤務する配偶者と生計を同じくする方）については、第３号被保険者の手続きが配偶者の勤務先で行われます。

●退職したとき

在職中は厚生年金保険や共済組合の加入者ですが、60歳前に退職された方は、国民年金第１号被保険者となり保険料を納める必要があります。また、60歳未満の被扶養配偶者についても、第3号被保険者から第１号被保険者へ種別を変更し保険料納付が必要となりますので、役場で手続きをお願いします。

●結婚したとき

婚姻により、厚生年金保険等の資格を喪失し、配偶者の被扶養配偶者となる方は、配偶者の勤務先で第３号被保険者の手続きを行ってください。ただし、失業給付等を受給する場合は、被扶養配偶者認定から外れる場合がありますので、役場で第１号被保険者の手続きが必要です。

●引越ししたとき

第１号被保険者が転出入により他市町村に異動した時は住民登録の手続きの際に、国民年金担当係にその旨お伝えください。第３号被保険者は配偶者の勤務先で手続きを行います。

平成17年度の国民年金保険料	納付区分		金融機関窓口	（早割）口座振替
	月額	定額	13,580円	13,540円
		定額＋付加	13,980円	13,940円
	半期前納	定額	80,820円	80,550円
		定額＋付加	83,200円	82,920円
	全期前納	定額	160,070円	159,540円
		定額＋付加	164,780円	164,240円

※すべて全額納付者（半額免除適用ではない方）の額です。
※半期前納は６ヵ月の保険料を前納することです。
※全期前納は12ヵ月の保険料を前納することです。
※早割口座振替の納付期限は当月末です。
※保険料は各金融機関又はコンビニエンスストアでお支払いください。

詳しくは、役場町民課福祉住民係（☎5-1111 内線158）にお問い合わせください。

ご寄付ありがとうございます　２月

〔香典返しの一部〕
森　勝美さん（母）栄　町

戸籍の窓　２月

☆ご結婚おめでとう
菅野　隆寛さん
石崎　恵子さん　（開　進）

★お悔やみ申し上げます
森　フミエさん（87歳）栄　町

※12月号のお誕生おめでとうの中で、「森岡安奈ちゃん」とありましたが、「森岡杏奈ちゃん」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

まちのうごき

（平成17年２月末日現在）

男	1,421	（－１）
女	1,392	（－６）
計	2,813	（－７）
世帯数	1,269	（－５）

※（　）内は前月比